

広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）の説明会の開催結果

1 開催日時

令和6年12月8日（日）10:00～11:30

2 会場

広島市役所2階講堂（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

3 参加者数

約80名

4 説明会の配布資料

別添のとおり

5 主な質問と市の考え方

区分	質問	市の考え方
1	来年の7月1日の条例施行に申請が集中すると思うが、うまく職員がサポートできるのか。職員がサポートすると言っても職員数には限りがあるが、これだけの団体の申請対応をどういうスケジュールで行うのか。	来年7月までに指定申請が間に合わない団体が出てくるとも想定しており、認定と指定の間に期間が空かないようにするために、7月以降も一定期間は現在の認定を有効とする経過措置を設けることを検討している。 また、申請前の期間においても、申請に必要な書類の雛形が揃った際には、我々の方から地域の皆様に連絡をさせていただき、できるだけ早期の段階から皆様にお示しして、事務作業の手間を極力省くようにさせていただきたいと考えている。 指定に必要な手続については、本庁職員が中心となり、区職員、市・区社会福祉協議会と連携しながら、地域の皆様に御説明するなど十分なサポート体制で臨むこととしている。
2	来年度中途から条例が施行されることとなるので、助成金の手続が複雑になることはないか。	指定申請書類を提出していただく手間は生じるが、助成金などには影響がないように、切れ目がないような形で運営をしていただくことができるように考えているので御安心いただきたい。
3	市が求めているのは、人が非常に少なくなって活動ができなくなってきた町内会などをLMOとしてひとまとめにして指定団体として続けていこうという意向なのか。町内会とLMOでは資金の出どころも違うが、どのように区分していくつもりなのか。	現在認定している全てのLMOにおいて、活動区域内の全ての町内会・自治会が構成員になっているかという点、必ずしもそうではないと認識している。 LMOと町内会・自治会は、そもそも全く異なるものであり、町内会・自治会は、互助的に町内会活動を行っていくものであり、その財源は町内会費や協賛収入等であり、その効果は基本的には会員の方々に対して及ぶものとなる。 一方、LMOは町内会員であるないに関わらず、その地域の全住民を対象とした活動を行っているものであるため、LMOの取組を進めているからといって、既存の町内会・自治会がLMOに取り込まれるとかそういった

区分	質問	市の考え方
		ことは、そもそもその成り立ちから考えてもないことであると考えている。 本市としては、町内会・自治会は地域の互助組織としてこれからも大切なものであると認識しており、そういった町内会・自治会がある中で、連携した組織として小学校区単位でLMOがあると御理解いただきたい。
4	地域課題は地域によって異なっているため、第3条第1項で細かく縛るのではなく、地域に自由に任してほしい。	第3条第1項で示した第1号から第15号までの活動は、実際にLMOがこれまでに取り組んできた事例を整理し類型化したものであり、今後も皆様がLMOの活動を自然体でやっていただければ、結果としてこれらの活動の項目のいずれかには該当するものと考えている。 万が一、これらの規定に該当しない場合でも、第16号の規定で特定地域共同活動として認めることは可能であり、地域の自主性を損なうことはないものと考えている。
5	現時点で市がLMOと協働したいと考えている事業などの想定があるのか。	現時点では想定している事業はないが、今後市の内部において本制度の周知を行う予定としており、各制度所管課からLMOとの協働について提案が出てくる可能性はある。
6	LMOの構成団体に神社が入っていても問題ないのか。	条例第3条第3項第6号アの規定は、活動を禁止しているものであり、構成団体に関する規定ではないので、神社が加入することは問題ない。
7	月数万円を支払ってLMOの活動拠点を借りている状況にある。行政財産の貸付けを受けるための一定の条件とは何か。	行政財産の貸付けに関しては、そもそも行政財産に余裕スペースがあることが前提となるが、国は、当該団体が行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことで、相乗効果により効率的かつ効果的に住民の福祉の増進が一層図られると認められる場合に行政財産の貸付けができるとしている。 その手続きに関しては、今後検討し、ガイドライン等でお示ししたい。また、地域から、この場所が使えるのではないかとといった提案があれば、使うにはどうすればいいかを一緒に考えたい。
8	来年度にも随意契約を受けたいと考えているため、来年度の事業計画を作成する前に、どのような事業が随意契約できるかなどの情報がほしい。	今後、本市の各部署が本条例の趣旨を踏まえ、LMOと連携してどのようなことができるかを検討していくことになると考えているところであるが、できるだけ地域にとってわかりやすいような形でお示ししたい。